平成２３年（フ）第１０４号
宮城県石巻市吉野町１丁目２番30号
破産者　阿部　清和
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
新潟県長岡市小貫2159番地
破産者　星井　　洵
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
山梨県山梨市七日市場1036番地１　手塚住宅６
破産者　倉澤　正治
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
山梨県甲府市後屋町134番地１　キャッスルＫ－Ｂ－102
破産者　大橋　　智
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
愛知県一宮市八幡４丁目１番97－204号　シャルマンコーポ一宮
破産者　樋口　好文
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４４０号
愛知県一宮市相生１丁目４番９号フォーラムインデン202号
破産者　水谷　裕一
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７５８号
滋賀県草津市下笠町905番地
破産者　山元　三義
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９３号
京都府城陽市平川古宮27番地の４、開始決定時の住所滋賀県甲賀市信楽町小川1917番地69
破産者　窪田　好彦
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４６号
大津市関津４丁目772―17、住民票上の住所熊本市萩原町４番38号
破産者　福田　憲治
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１１号
宮崎市佐土原町下那珂10992番地２
破産者　杉尾　健吾
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７１号
宮崎市和知川原１丁目61番地１メゾン和知川原406号、住民票上の住所宮崎市東大宮２丁目24番４号
破産者　原田　和明
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２８号
宮崎市村角町東原3128番地１
破産者　菅原　義房
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２９号
宮崎市村角町東原3128番地１
破産者　菅原久美子
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3158番地６　町営持田団地Ｋ棟101号室
破産者　坂本　宗男
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８４号
宮崎市大字恒久1599番地１　コーポナガトモ101号
破産者　喜多　一夫
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９５号
宮崎市大字恒久940番地　バンベールハウスＡ棟201号
破産者　嶋田　象一
1　決定年月日　平成24年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８４４７号
大阪市平野区喜連４丁目６番27号　ファミール喜連Ⅱ101
破産者　髙松　利充
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８６８号
大阪市淀川区十三東１丁目20番３―1004号
破産者　ＡＣＩＡフォレストこと　髙井　尚登
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３３号
福岡市東区馬出２丁目20番６号
破産者　熊手　　豊
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部